

第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力にかつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、鹿児島市だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

本市の目指す「誰も自殺に追い込まれることのないのち支える鹿児島市」の実現に向けては、市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

2. 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題とする「3つの重点施策」で構成されています。

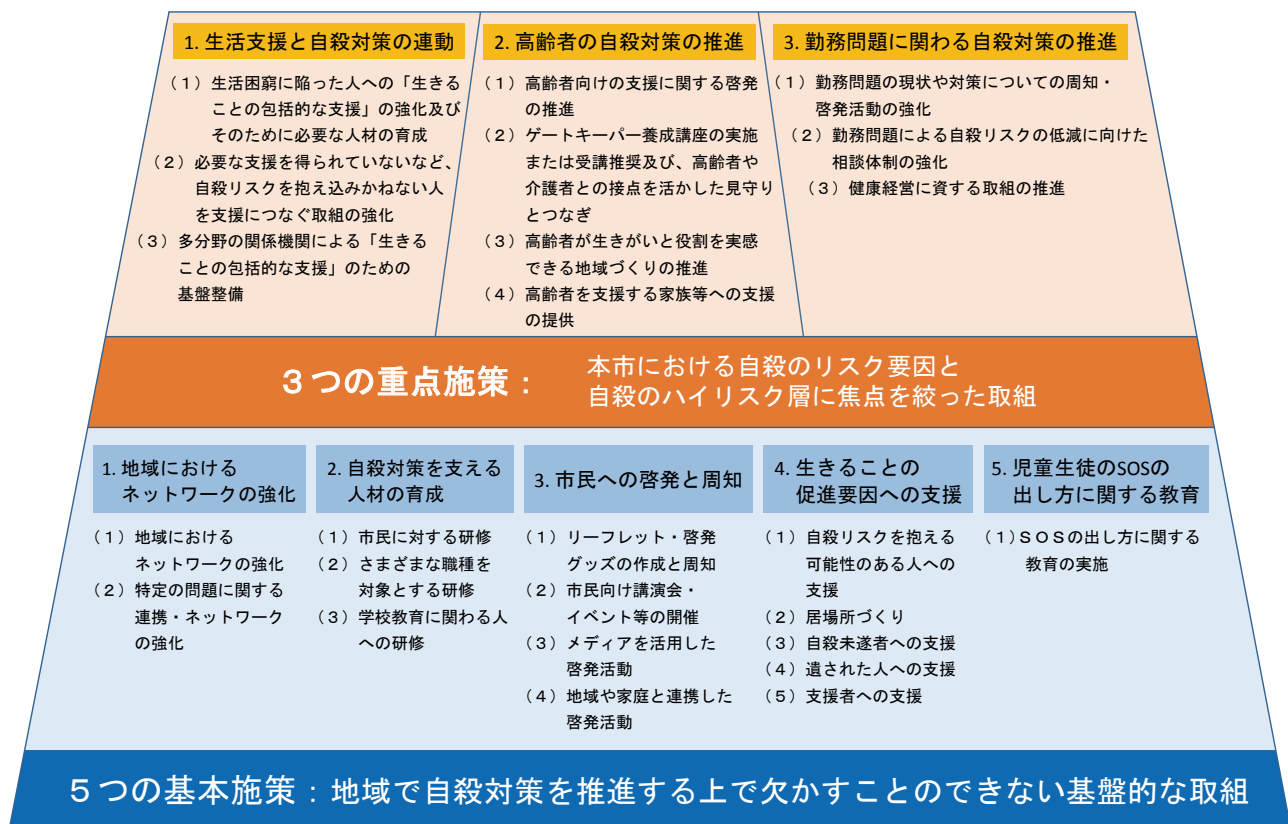
「5つの基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「3つの重点施策」は、本市における自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題と、自殺のハイリスク層である高齢者に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、巻末資料に本市の事業や取組を、自殺総合対策大綱の重点施策に基づき分類し、「生きる支援関連施策」として掲載しています。

図14：本市における自殺対策施策の体系



3. 5つの基本施策

□ : すでに取り組んでいること ■ : 今後の検討事項
SC : セーフコミュニティにおける取組

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携に取り組めます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策推進本部会議：本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進します。（保健予防課）
- 自殺予防対策委員会：保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、行政機関から構成され、この会議をもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。

なお、安心安全なまちづくりを推進するセーフコミュニティにおける「自殺予防分野」の委員会としても位置付けています。（保健予防課・SC）
- 自殺対策庁内連絡会議（セーフコミュニティ作業部会）：庁内関係部署で組織し、緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。（保健予防課・SC）
- 校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会に参画するコミュニティ組織、その他の団体などが、各地域において連携を強化し、問題や悩みを抱える市民の速やかな把握と、適切な支援へとつなぐ方策について検討します。（地域福祉課ほか）
- 自殺予防対策委員会連携相談会：9月の自殺予防週間に合わせ、自殺予防対策委員会の各委員と連携し、ミニレクチャー及び法律や薬、思春期やこころの専門相談が受けられる相談会を開催します。（保健予防課・SC）
- 庁内関係部署が連携を円滑に行うために、多分野合同研修会を開催します。（保健予防課ほか）

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- 自殺対策と生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。（保護第一課）

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
自殺対策推進本部会議の開催	年1回	継続実施
自殺予防対策委員会の開催	年4回	継続実施
自殺対策庁内連絡会議の開催	年1回	継続実施

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。

市民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 市民に対する研修

- ゲートキーパー（※）養成講座を市民向けに実施し、さらにスキルアップ講座で学びを深め、見守りを強化します。また、希望する市民団体等に対し、市政出前トーク等の機会を活用し、ゲートキーパーのすそ野を広げることに努めます。（保健予防課・SC）
- 精神保健福祉ボランティア養成講座における、正しい知識と情報の普及により、生きるための包括的な支援を行う人材を育成します。（保健予防課）

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなげ、見守る人のことです。

(2) さまざまな職種を対象とする研修

- 保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における職能団体向けゲートキーパー養成講座を実施します。（保健予防課・SC）
- 庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、管理職を含め、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。（保健予防課・SC）
- 保健師の新任研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（保健政策課）
- 新任ケースワーカーの研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（保護第一課、保健予防課）
- 徴収を担当する職員に対してゲートキーパー養成講座を行い、支援へのつながりを強化していきます。（保健予防課）

(3) 学校教育に関わる人への研修

- 生徒指導関連の研修で、自殺予防に関する取組を取り上げること検討します。（青少年課）

【目標値】

項目	数値	考え方
市職員のゲートキーパー養成講座受講率	70%	年2回継続実施
自殺関連の研修会や講演会における理解度	70%	アンケートに「理解できた」「よかった」と回答した割合

【基本施策3】市民への啓発と周知

行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

- こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みの相談先をまとめた「無料相談窓口カード」の配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。（保健予防課・**SC**）
- 自殺予防週間の周知のため、市役所や支所、保健センター等の庁舎へ懸垂幕・のぼり旗等を掲示します。（保健予防課・**SC**）
- 自殺対策強化月間における相談窓口の周知のため、電車・フェリー・各機関等において相談窓口ポスターを掲示します。（保健予防課・**SC**）
- 新成人のつどい記念誌「新成人の君へ」にこころの健康に関する記事を掲載し、啓発します。（保健予防課）
- 「わが家の安心安全ガイドブック」に、心のケアに関する様々な相談先情報を掲載します。（危機管理課）
- 子育て支援施設、生涯学習プラザ・男女共同参画センター、市立図書館等の公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレット・カード等の設置を行います。（保健予防課・**SC**）
- 「子育てガイド」に臨床心理士等による相談窓口を掲載します。（こども政策課）
- 救急出場時、必要に応じて「生きる支援」に関する相談先情報が掲載された「無料相談窓口カード」を配布します。（消防局警防課）

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

- 各保健センター・保健福祉課において、自殺予防週間に合わせ、自殺に対する正しい知識の普及啓発を行います。（保健予防課・**SC**）
- 自殺の現状や課題、自殺対策の取組などを啓発するため、市民向けの自殺対策講演会を実施します。（保健予防課）
- 大学の学園祭などの行事の際、エイズキャンペーン、子宮がん検診の啓発とともに、自殺に対する正しい知識の普及啓発を行います。（保健予防課）

(3) メディアを活用した啓発活動

- 市の広報紙「かごしま市民のひろば」に、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。（広報課、保健予防課・SC）
- 健康づくり推進市民会議だより「健康ニュース」に自殺対策関連の情報を掲載し、市民への周知と啓発を図ります。（保健政策課、保健予防課・SC）
- 公共掲示板・テレビ・ラジオを活用して啓発を行います。（広報課、保健予防課・SC）
- 自殺対策関連の情報や正しい知識の普及のため、適宜ホームページを更新します。（保健予防課・SC）

(4) 地域や家庭と連携した啓発活動

- 社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止めるための学習機会の提供について検討します。（生涯学習課）

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
リーフレット等の作成・配布	40,000部	相談窓口カード、 自殺予防週間等の啓発リーフレット

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

- 地域福祉支援員や地域福祉館職員、民生委員・児童委員等による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。（地域福祉課ほか）
- 悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行います。（青少年課）
- さまざまな課題のある児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。（青少年課）
- 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。（こども福祉課）
- DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。（男女共同参画推進課）
- 障害者の相談は障害者基幹相談支援センターでワンストップで受け、緊急時は、「障害者地域生活支援拠点」において、24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行います。（障害福祉課）
- 被虐待高齢者等を一時的に養護老人ホーム等へ入所させて保護するなどの支援を実施します。（長寿あんしん課）

(2) 居場所づくり

- 精神保健福祉交流センター「はーと・ぱーく」や精神保健福祉ボランティアサークル「ゆめの実」が運営している「いこいの部屋『あらた』」などの情報提供を行います。（保健予防課）

(3) 自殺未遂者への支援

- 警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。（保健予防課）
- 鹿児島県が行う自殺未遂者支援連携体制構築事業に基づき、支援体制の整備を行います。（保健予防課）

(4) 遺された人への支援

- 必要に応じて、自死遺族の分かち合いの会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。（保健予防課）
- 死亡届時に配布する「死亡に伴う手続きのご案内」にこころの相談窓口情報を追加掲載します。（市民課、保健予防課）

(5) 支援者への支援

- 介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。（長寿あんしん課）
- 保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。（こども政策課）

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
自殺未遂者連携支援体制の構築	体制整備	関係機関との連携

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

- 児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取組を検討します。（青少年課、保健予防課）

4. 3つの重点施策

本市においては、平成24年から28年の5年間で、93人が「経済・生活問題」を、42人が「勤務問題」を原因・動機として自殺で亡くなっています。また、この5年間に自殺で亡くなった522人のうち、70歳以上が99人（およそ5人に1人の割合）となっています。

「鹿児島市 自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター作成）」においても「生活困窮」「高齢者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的に対策を推進していきます。

【重点施策1】生活支援と自殺対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、福祉事務所と保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

（1）生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「生きることの包括的な支援」を充実させるとともに、人材の育成を強化します。

① 生活困窮に陥った人への包括的な支援を強化し、必要な人材を育成します。

ア. 生活困窮者自立支援相談窓口において、生活に困っている相談者に対して、その人の状況をよく聴取したうえで相談者に寄り添いながら、就労支援や学習支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、保健所などとの庁内連携や関係機関との連携も行います。（保護第一課）

イ. 生活保護制度による支援とともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて保健所等の関係機関と連携しながら「包括的な支援」を行います。

（保護第一課）

ウ. 生活・就労支援センターかごしま内に設置したハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通じて、就職を希望する生活困窮者等に対してワンストップでの支援を行います。（保護第一課）

エ. ホームレスの人に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行います。（地域福祉課）

（２）必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。それを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。あわせて、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

① 税金・保険料・保育料・貸付金等の滞納者に対する支援へのつなぎを強化します。

ア. 税金・保険料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する共通の研修を行います。（保健予防課）

② 多重債務者に対する支援へのつなぎを強化します。

ア. 多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談の相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させることなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。（保健予防課）

③ リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みを作ります。

ア. 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り（相談先の紹介、引き継ぎ）を行います。（こども福祉課）

イ. 地域で生活困窮状態に陥ってリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、相談につなげるための仕組み作りについて、国の地域共生施策の動向も踏まえながら検討を進めます。（地域福祉課ほか）

ウ. 子どもの生活に関するアンケート調査の分析結果をもとに、リスクを抱えた家庭が早めに相談につながれるよう方策を検討します。（保健予防課、こども福祉課）

（3）多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備

多分野の関係機関の連携による「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整えます。そのために必要なツールの導入等を積極的に試み、必要なケースについては、その都度関係各課と連携し、ケース検討や会議を実施し、支援の方向性について検討します。

【重点施策2】高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

① 高齢者向けの相談情報が掲載された啓発リーフレット等を配布し、相談先の周知を図ります。

ア. 地域ふれあい交流助成事業に参加する高齢者に対して、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。（長寿支援課、保健予防課）

イ. 高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや、介護予防に資する基本的な知識などをわかりやすく掲載した冊子「輝きライフ」に、生きる支援に関する相談窓口の情報等を掲載することで、高齢者に対し相談先の情報の周知を図ります。（長寿支援課）

ウ. 認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」や、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う「認知症等見守りメイト」の養成講座において、研修配布資料に、自殺対策に関連した相談先の情報も加えます。（長寿あんしん課、保健予防課）

エ. 民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、各家庭に対して生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を必要に応じて配布することにより、相談先の情報の周知を図ります。（地域福祉課、保健予防課）

(2) ゲートキーパー養成講座の実施または受講推奨と、高齢者や介護者との接点を活かした見守りとつなぎ

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

① 既存の研修を活用します。

ア. 「元気高齢者」に登録している高齢者を対象とした研修会において、高齢者の自殺実態とその対策について情報提供することにより、高齢者に係る問題の理解促進と啓発周知を図ります。（長寿支援課、保健予防課）

② 高齢者が抱え込みがちな問題や自殺のリスクを知るとともに、問題を抱えた高齢者がいた場合には他機関へつなぐ等の対応方法を理解・実践してもらえるようゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

ア. 一人暮らし高齢者等に配食サービスを提供する職員及びボランティアに対してゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）

イ. 高齢者からの相談等に応じる高齢者福祉相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）

ウ. 一人暮らしの高齢者等への声かけや見守り活動を行う「ともしびグループ」の登録ボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）

エ. 高齢者の生活支援を行う職員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿あんしん課）

オ. 認知症の人やその家族と接する支援者に対して、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺対策の意識づけや理解の促進を図ります。（長寿あんしん課）

③ ①②で研修を受講した人が、高齢者やその介護者との様々な接点を活かして、自殺リスクの早期発見・早期支援を推進します。

ア. 様々な公的なサービスを受けていない一人暮らし高齢者等の情報を、市から民生委員に提供し、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）

イ. 一人暮らしの高齢者等に対し配食サービスを提供する機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）

- ウ. 安心通報システムや福祉電話等を利用している一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）
- エ. 支援の必要な在宅高齢者に対する、訪問での個別支援の提供機会を活かし、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応に努めます。（長寿あんしん課）
- オ. 協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域に居住する高齢者や障害者等の情報を共有することにより、要支援者に対する見守り活動の充実を図ります。（地域福祉課）
- カ. 地域包括支援センターで保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。（長寿あんしん課）

（3）高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や講座等を通じて、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

- ① 地域コミュニティにおける高齢者向けの「居場所」づくりを推進します。
 - ア. 住民自身が主体となって通い集える場の開設や交流会の開催等を通じて、高齢者に対し、他者との交流の機会や日中の居場所となる場を提供します。（保健予防課）
 - イ. 小中学生等が地域の高齢社会への理解を深めるとともに、様々な交流を通じた高齢者の生きがいづくりを目指して、地域における世代間のふれあい交流の促進を図ります。（長寿支援課）
- ② 高齢者向け各種講座や教室等の開催を通じて、高齢者の社会参加を促進します。
 - ア. 地域公民館・生涯学習プラザにおいて高齢者向け講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な学習を続けられるよう支援体制を整備することにより、高齢者の生涯学習の推進に加えて社会参加を促進します。（生涯学習課）
 - イ. 高齢者が家族や地域とのつながりを実感できる、スポーツや文化のイベントを企画・開催することで、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進します。（長寿支援課）

(4) 高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援、すなわち「支援者への支援」も推進します。

① 認知症の人とその支援者への支援を強化します。

ア. 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。（長寿あんしん課）

イ. 認知症の人や介護をしている家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者の精神的負担を軽減します。（長寿あんしん課）

ウ. 認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、介護をしている家族等の不安や負担を軽減するために参加者同士の交流などを行う「認知症介護教室」を実施します。介護教室を通じて、介護者同士の交流を促進し、介護に関する情報を提供することで、介護者の燃え尽きやうつ等の予防等を図ります。（長寿あんしん課）

エ. 認知症等見守りメイト（ボランティア）が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行います。（長寿あんしん課）

オ. 「長寿あんしん相談センター」に配置された専門の多職種スタッフや認知症地域支援推進員が、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスと連携して、認知症の人やその家族への支援を行います。（長寿あんしん課）

【重点施策3】勤務問題に関わる自殺対策の推進

平成27年度に実施した「鹿児島市勤労者労働基本調査・勤労者等意識調査」（調査期間：平成27年8～9月）において、同年12月に導入されたストレスチェック制度について実施の準備を「行う予定はない」と回答した企業が58.1%に上り、「仕事と生活のバランスを図るために取り組んでいる制度はあるか」との問いに対しても「特に取り組んでいない」と回答した企業が38.8%に上りました。こうした現状からも、勤務問題に関わる自殺対策の取組を推進していくことが必要となっています。

そこで、本市は、勤務問題の現状やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての周知・啓発活動を強化すると同時に、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

（1）勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

市内企業の中で、職場環境の改善やメンタルヘルス対策等に力を入れている企業がまだ決して多くない実情を踏まえ、鹿児島労働局とも連携を図りながら、市内企業に対し、勤務問題の現状やストレスチェックなどメンタルヘルス対策の推進やハラスメント防止対策等について啓発します。

① 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動を強化します。

- ア. 自殺対策担当課による勤務問題をテーマとした研修会や啓発キャンペーンを実施します。（保健予防課）
- イ. 中小零細企業の労働者の健康管理を推進するため、市内企業における健診実施率の向上を目指した取組を推進します。（保健政策課）
- ウ. 労政広報紙「中小企業のひろば」、市の広報紙「かごしま市民のひろば」、テレビ・ラジオなどの媒体を活用し、市や関係機関の取組について周知を行います。（雇用推進課、広報課）
- エ. 現在作成中の「かごしま健康サポートブック」において、各種情報（自殺対策事業の広報、相談機関情報）を掲載します。（保健政策課）

（2）勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

勤務問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取組として、労働者や経営者を対象とした相談、経営者・管理者を対象とした研修等の開催を行います。

① 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化します。

- ア. 労働者・経営者を主な対象とした自殺対策に資する「専門家との連携相談会」を開催

します。（保健予防課）

イ. 職場での労使間のトラブル等に関して、解決などに向けた助言や専門的な相談等を行う「生活・就労支援センターかごしま」の案内を行います。（保護第一課）

（3）健康経営（※）に資する取組の推進

「健康経営」の推進とワーク・ライフ・バランスの推進、産業医・産業保健機能の強化等を連動させることで、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクが生まれないような環境を整えていきます。

① 健康経営に資する取組を推進します。

ア. 従業員や家族の健康づくりに取り組む事業所を「鹿児島市健康づくりパートナー」として登録し、働く世代の健康づくりを推進します。（保健政策課）

イ. 市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。（雇用推進課）

※健康経営とは、社員の健康づくりを経営課題として捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法であり、経済産業省が平成27年に全国の中小企業1万社に実施したアンケート（「健康経営の啓発と中小企業の健康投資増進に向けた実態調査」）では、「健康経営に取り組んでいる、取り組みたい」と考える企業は約75%に上っています。